

## 被災されたお子さんをお持ちの家族の方へ



現在は、いまだに緊迫した状況が続いていることと思います。大人でも心理的なストレスや環境の変化から、こころやからだの不調が現れることがあります。特にこどもの場合は、身体の症状や日ごろはみられない行動の形で現れることが多くなります。

### 《子どもに現れやすいストレス反応》

#### 行動の反応

- 赤ちゃんがえり（お漏らし・指しゃぶり・これまで話せたことばが話せないなど）
- 甘えが強くなる。
- わがママを言う。ぐずぐず言う。
- 今までできていたことも出来なくなる。（食べさせてほしがる。トイレ一人で行けない）
- 親が見えないと泣きわめく。
- そわそわして落ち着きがなくなる。
- 反抗的だったり、乱暴になる。
- 話をしなくなる。話しかけられることを嫌がる
- 遊びや勉強に集中できなくなる
- 集団活動に適応できなくなる。

#### こころの反応

- イライラする。機嫌が悪い。
- 急に素直になる
- 一人になること、見知らぬ場所、暗い所や狭い所をこわがる
- 少しの刺激（小さい物音、呼びかけなど）にもびっくりする。
- 突然興奮したり、パニック状態になる。
- 現実でないことを言い出す。
- 落ち込む。表情が乏しくなる
- ぼーっとしている

#### からだの反応

- 食欲がなくなる。あるいは食べ過ぎる
- 寝つきが悪くなる。何度も目を覚ます
- いやな夢を見る。夜泣きをする
- 暗くして寝ることを嫌がる。
- 何度もトイレに行く、おねしょをする
- 吐き気や腹痛、下痢、めまい、頭痛、息苦しさなどの症状を訴える
- 喘息やアトピーなどのアレルギー症状が強まる
- 風邪を引きやすくなる

このような身体やこころの変化は、決して驚くような反応ではありません。正常な反応であり、ほとんどの変化は時間とともに回復していきます。

《日常生活では、次のことを心がけましょう》

- できるだけお子さんを一人にせず、家族と一緒にいる時間を増やしましょう
- できるだけ食事や睡眠などの生活リズムを崩さないようにしましょう
- 子どもが話すことは、ばかばかしいと思っても否定せずに聞いてあげましょう。ただし、話したくない時には無理に聞きださないようにしましょう。
- 行動に変化があっても、むやみに叱ったり、突き放したりせず、受けとめてあげましょう。
- 気をつかうがんばり屋のお子さんは、負担が大きくなりすぎないように気をつけてあげてください。
- 抱っこをしてあげたり、痛いところがあったらさするなどスキンシップを増やしましょう。
- 恐かったことや、悲しかったことをゆっくり聞いてあげて、次のような言葉がけをしてください。これらの言葉は、何度繰り返してもかまいません。

○○ができなくても  
恥ずかしくないんだ

心配なことがあったら  
何でも言ってね

あなたはちっとも  
悪くないよ

お父さんやお母さんが  
守ってあげるからね

こういった対応は、少なくとも2、3カ月間から半年間、また必要に応じて、それ以降も繰り返し続けて下さい。なお、ふつうの時でもこのような態度は子育てに必要な望ましい態度です。

症状が長引いたり、気になる症状があるようでしたら、まず、ご家族が相談窓口や巡回の人に声をかけましょう。医療機関、保健所・保健センターなどに相談しましょう。

あなたの街の連絡先

## 4、その他関連情報

◇熊本地震の情報まとめ：青木弁護士

◎42ヶ所の施設で無料の充電サービスが提供

<http://mobilelaby.com/blog-entry-free-battery-charging-spot...>

◎公衆電話マップ(熊本市内無料 4月16日 9時43分現在)

[https://www.ntt-west.co.jp/.../m.../guidemap/118079470\\_470557900](https://www.ntt-west.co.jp/.../m.../guidemap/118079470_470557900)

◎熊本市の給水ポイント 4月16日(第7報) 19:30現在

[http://www.city.kumamoto.jp/kinkyu/pub/default.aspx?c\\_id=3](http://www.city.kumamoto.jp/kinkyu/pub/default.aspx?c_id=3)

※熊本市内水道局に直接行けば、ほぼ待たずに一人6Lのお水がもらえるそうです(駐車場有)

◎災害に伴う道路情報 [http://cyber.pref.kumamoto.jp/.../Content/asp/topics/topics\\_1...](http://cyber.pref.kumamoto.jp/.../Content/asp/topics/topics_1...)

◎熊本県避難所マップ

<http://crisis.yahoo.co.jp/shelter/list/43/>

◎Google 災害情報 避難所 ルートマップ

<https://www.google.org/publicalerts?hl=ja>

◎ペット同伴避難受入れ施設～熊本市「竜之介動物病院」

<https://www.facebook.com/akihiko.tokuda>

◎炊き出し&支援物資集積地点

<https://www.google.com/maps/d/viewer...>

益城町役場

グランメッセ熊本

熊本県民総合運動公園陸上競技場

弓削小学校

長嶺小学校

月出小学校

西原小学校

龍田小学校

託麻西小学校

託麻北小学校

帯山小学校横

◎人工透析をされてる方へ透析可能な医院です(16日7:00現在)

<http://saigai-touseki.net/result/>

◎熊本市内で緊急時の無料WIFIが利用可能

<http://news.mynavi.jp/articles/2014/05/27/00000japan/> ...

「設定」→「WiFi」開き、SSID→00000JAPANに接続

◎NHK ニュース、スマホで同時提供中です

<http://www3.nhk.or.jp/news/live/index.html>

◎ライフライン情報

<http://kumanichi.com/saigai/>

<https://www.facebook.com/KUMANICHIS/>

◎災害対応型給油所一覧

<http://www.zensekiren.or.jp/08syohisya/0807/01/01#kumamoto>

◎通れた道マップ

[http://www.toyota.co.jp/jpn/auto/passable\\_route/map/](http://www.toyota.co.jp/jpn/auto/passable_route/map/)

◎災害伝言ダイヤル

<https://www.city.kyotango.lg.jp/kcfd/yobou/sonae/sonae.html>

◎画像の入浴施設が無料開放してる下さってるそうです。

=====

◎こちらは支援向け情報◎

・【熊本地震速報】 災害・寄付・ボランティア情報まとめ

<http://volunteer-platform.org/emg/jishin20160414/>

・益城町役場

<http://www.town.mashiki.lg.jp/default.aspx?site=1>

・【熊本城】 一口城主制度

(熊本城復元整備事業の財源に充てられます)

<http://www.manyou-kumamoto.jp/event/castle.cfm?id=480>

・ネットで寄付・提供ができるサイトの情報

[https://peraichi.com/landing\\_pages/view/prayforkumamoto...](https://peraichi.com/landing_pages/view/prayforkumamoto...)

・避難所用間仕切りシステムへの寄付金

[http://www.shigerubanarchitects.com/.../2016\\_kumam.../index.html](http://www.shigerubanarchitects.com/.../2016_kumam.../index.html)

#### ◇震災被害に遭われた方々へ

高橋 司 (たかはし つかさ) 勝部・高橋法律事務所

熊本県・大分県などで今回の震災被害に遭われた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。余震が続いており、身の安全、そして住居の確保などが当面の課題ですが、その後には生活の再建が問題になってくるでしょう。弁護士は、これまで、様々な災害の場面で、被災者の支援をしてきました。私自身も、東日本大震災の直後、近畿の弁護士を率い、宮城県の避難所を巡って法律相談を実施しました。東日本大震災の際の法律相談の実例や、災害復興に関わっている弁護士たちの議論を参考に、再建に資すると思われるいくつかの情報提供をしたいと思います。

### 【被災者生活再建支援法による支援金】

震災で、①住宅が「全壊」した世帯、②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯、③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯、④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）には、2種類の支援金が支給されます。住宅の被害の程度に応じた基礎支援金（①～③100万円、④50万円）と、再建方法に応じた加算支援金（建築・購入200万円、補修100万円、公営住宅以外の賃借50万円）です（世帯人数が1名の場合は額が4分の3になります）。申請窓口は市町村役場で、基礎支援金は震災から13か月、加算支援金は37か月以内の申請が必要です。なお、②③にあたらぬ「半壊」の場合は、この法律による支援金の支給は得られませんが、災害救助法による応急修理がされる場合があります。

### 【住宅の被害認定と罹災証明書の発行】

基本支援金の申請手続には、市町村が認定し発行する罹災証明書が必要です。地震により被災した住宅の程度によって市町村が、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない（一部損壊）」の4つの区分の認定をします。認定のための調査は、「損壊基準判定」（延べ床面積に占める損壊割合）と「損害基準判定」（主要な構成要素の経済的被害の割合）の2つを用いて行われます。調査は研修を受けた調査員（市町村の職員等）が行いますが、今回のような大規模な震災では時間もかかりますし、認定のバラツキが生じることもあります。罹災証明書の発行に時間がかかる場合には、先に支援金の申請を行って後に罹災証明書を追加することも考えられます。認定結果に不服があっても裁判などはできませんが、市町村役場に不服を申し立てると、再度の調査が行われます。もっとも再調査には時間がかかることもしばしばです。ご自分で罹災の状況がわかる写真をとったり、建築士などの専門家に調査依頼をしたりしておくことが有益な場合もあります。

### 【火災保険（地震特約）】

火災保険には一般的には地震による被害について保険会社の免責が盛り込まれています。したがって、地震による被害に対しては、地震特約があった場合にのみ保険金が支払われることとなります。地震による建物の被害の認定は、罹災証明書による認定とは一応別に、保険会社が独自に「全損」「半損」「一部損」の査定をします。契約保険金額に対し全損で100%、半損で50%、一部損で5%が支払われます（時価との関係での上限もあります）。地震保険の請求をスムーズにするためには、建物については主要構造部（柱や外壁など）の写真を、家財道具については電化製品や家具などの壊れた写真を個々に撮っておくとよいようです。加入している火災保険会社がわからない場合は日本損害保険協会（0570-001830 又は 03-6838-1003。平日の日中）に電話をすれば照会に応じているとのこと。保険証券がなくなっても請求に問題はありせん。

### 【弔慰金】

震災による死亡者・行方不明者の遺族（配偶者，子，父母，孫，祖父母，同居又は生計を同一にする兄弟姉妹）に対しては，災害弔慰金法に基づいて，250万円（一家の主柱の場合は500万円）の弔慰金が支給されます。重度の障害を負った被災者には125万円（一家の主柱の場合に250万円）の障害見舞金が支給されますが，これは労災や交通事故の場合の後遺障害1級に近い，非常に重い障害を負った場合に限られます。

#### 【生命保険金】

死亡や傷害の場合の通常の保険金はもちろん支払われます。他方，事故や災害が原因で死亡した場合に補償が上乗せされる「災害割増特約」については，大規模な災害の場合には支払われないとの免責の特約があることがあります。ただし，阪神大震災や東日本大震災においては，いずれの保険会社も，この免責を主張せず，上乗せ分も支払ったようです。

#### 【金融機関からの預貯金の払い戻し】

麻生財務大臣の指示が報道されていましたが，九州財務局も各金融機関に要請をしています。被災者については，通帳や印鑑などがなくても，一定の金額の引き出しに応じるという扱いがなされます。本人確認は必要ですが，柔軟に対応がされているようです。取り扱いは金融機関や支店で異なりますので，問い合わせをされるのがよいと思います。証券各社も，証券がない場合であってもできる限り柔軟に換金に対応するとしています。

#### 【金融機関などへの支払】

住宅ローンや借入金の返済などの金融機関への支払が今回の震災によってできなくなった，今後も支払ができる見込みがないという場合，自己破産などをお考えになるかもしれませんが，九州財務局は，先ほど述べた要請の中で，各金融機関に対し，被災者に対しては支払の猶予などをするよう求めています。また，全銀協などは，ちょうどこの4月1日から，「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の制度を始めています。借入を完済できる見込みがなくなった場合，その債務を支払わなくてよいようにするためには，本来は破産手続をとる必要があります，そうするとほぼすべての財産を失ってしまいます。しかし，この「ガイドライン」は，破産手続を使わず，財産の一部を手元に残したうえで，債務をなくすことができる制度です。しかも，個人情報にも登録されません。ローンが残った自宅が全壊したというような場合，二重ローンを負うことなく，新たにローンを組んで自宅を購入することも可能になります。始まったばかりの制度であり，未知数の面はありますが，被災者の再建に大きな役割を果たす可能性があります。ほかに，東日本大震災の際には，色々な制度により，会社や個人について債務からの救済が図られました。焦る気持ちもあるでしょうが，急いで破産の結論を出したり，まとめて返済をしたりするよりも，少し落ち着き，できれば弁護士などに相談して，対応を考えることをお勧めします。特に，生活再建支援金などを返済資金にあてること（返済用の口座に入金しておくとし引き落としになるでしょう）については，慎重に検討されるほうがよいと思います。

#### 【法テラスの利用について】

今回の震災により生じた法的な紛争の解決のために、日本法律支援センター（いわゆる法テラス）の利用をお考えになる方も多いと思います。東日本大震災に関してこの制度の特例が作られましたが、それはあくまでも東日本大震災についての例外でした。現在国会で審議中の「総合法律支援法の一部を改正する法律案」は、これを大災害全般に広げるものであり、既に衆議院を通過し、参議院で審議中です。早急な成立と施行が望まれます。

私たちは少し離れた大阪の弁護士ですが、必要があれば法律相談などのために現地に赴き地元の弁護士会を助け、阪神大震災や東日本大震災の際の経験を生かして、被災者の再建のお手伝いをしたいと思っています。また、被災者の再建を助ける立法措置などのために声をあげたいとも考えています。

#### ◇大阪弁護士会

##### 【熊本地震にあたっての会長談話】

2016年(平成28年)4月14日に熊本県において震度7を観測する地震が発生し、同月16日にはマグニチュード7.3の地震が続き、今なお、熊本県・大分県等を震源とする余震が相次いでいます。その犠牲者は48人(本年4月20日現在)にのぼり、負傷者、建物損壊、避難者は多数に及び各地に甚大な人的・物的被害を生み出しています。

このたびの地震により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、避難所等での避難生活を余儀なくされている方をはじめ被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

政府により各種災害救済法制度の適用を速やかに行う等の措置がとられ、被災地自治体等の現場支援が十分に発揮できる環境整備の中で、厳しい環境におかれている被災者の皆様の救助、生活支援が早急になされ、インフラの復旧などが進められ、被災地が「人間復興」の理念のもとで被災者のニーズに基づき1日も早く復興することを祈ってやみません。

当会は、今回の地震を受け、会員に対し「熊本地震義捐金」の募集を開始するとともに、災害復興支援委員会において、現地避難所等での無料法律相談の支援や相談員派遣を行えるよう態勢整備をはかりつつあります。

当会は、阪神・淡路大震災の経験や東日本大震災における岩手県・宮城県への相談員派遣等で培ってきた経験を生かし、被災地の皆様や被災地弁護士会の要望を踏まえ、九州弁護士会連合会、日本弁護士連合会及び日本司法支援センター(法テラス)をはじめとした関係諸機関と連携し、被災地への法的支援と被災された市民の被害回復と権利保護のために、積極的に活動し全力を尽くす決意をここに表明する次第です。

2016年(平成28年)4月21日

大阪弁護士会 会長 山口 健

◇平成28年熊本地震に伴う被災地救援等のために使用する車両の取り扱いについて(更新)  
最終更新日：2016年4月22日

熊本県：[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_15425.html?type=top](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15425.html?type=top)

#### ◇平成 28 年熊本地震に伴う「災害派遣等従事車両証明書」の発行について

(平成 28 年 4 月 22 日更新)

平成 28 年熊本地震に伴う災害に際し、熊本県内の被災地支援等を目的とする車両（対象車両は下記参照）に対して「災害派遣等従事車両証明書」を交付します。

高速道路等有料道路の料金所を出る際に、本証明書を料金所に御提出いただくことによって、有料道路の通行料金について無料措置が講じられます。詳細は下記のとおりです。

#### 1 期間

平成 28 年 4 月 17 日～6 月 30 日

(対象車両 (4) については平成 28 年 4 月 21 日より対象)

#### 2 対象車両

(1) 自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した区市町村の災害対策本部（物資集積所を含む）への救援物資等を輸送するための車両

(2) 自治体等からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両

(3) 自治体が災害救援のために使用する車両

(4) 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両

#### 3 有料道路料金の無料措置が講じられる路線

以下の道路管理会社が管理する道路

- ・西日本高速道路株式会社
- ・阪神高速道路株式会社
- ・本州四国連絡高速道路株式会社
- ・中日本高速道路株式会社
- ・東日本高速道路株式会社
- ・首都高速道路株式会社
- ・福岡北九州高速道路公社
- ・福岡県道路公社

#### 4 証明書発行手続き

##### 【ボランティアの場合】

(1) 熊本県内の被災地域において、社会福祉協議会等のボランティア受け入れを行っている団体へ、「災害派遣等従事車両証明書に係る災害ボランティア証明書」（別紙 1）を直接持参または、ファックス、メール等で提出ください。

※ボランティアの受付については以下をご参照ください。

熊本県社会福祉協議会ホームページ（ホームページ上部の「緊急情報」をクリック）

<http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

(2) 受理結果が記された別紙1を添付して、「災害派遣等従事車両証明の申請書」(別紙2)を最寄りの各都道府県庁または各市町村へ提出し、「災害派遣等従事車両証明書」(以下「証明書」)を必要枚数受け取ってください。

【ボランティア以外の場合】

(1) 自治体等から要請を受けた内容が分かるものを添付し「災害派遣等従事車両証明の申請書」(別紙2)を最寄りの各都道府県庁または各市町村へ提出し、「災害派遣等従事車両証明書」(以下「証明書」)を必要枚数受け取ってください。

5 使用方法

- ・証明書は、精算する料金所ごとに、車両1台ごとに1枚必要となります。
- ・出入口とも一般の料金所を利用し、入口では通行券を受け取り、出口では料金所で証明書と通行券を提出してください(ETCレーン及びスマートICの利用はできません)。

○申請書のダウンロードはこちらから

ワード 別紙1:「災害派遣等従事車両証明書に係る災害ボランティア証明書」 新しいウィンドウで(ワード:40キロバイト)

ワード 別紙2:「災害派遣等従事車両証明の申請書」 新しいウィンドウで(ワード:34キロバイト)

◇熊本県で被災された妊婦さん。産後のお母さんと赤ちゃんのために

福岡県助産師会では、不安で困っている妊婦さん、お産場所がなく困っている方、産後間も無く車の中や避難所での生活をされている方を受け入れます。

.....

しゅや助産院 093-282-3476

菜の花助産院 0948-23-0317 お電話下さい。

助産所 受入数 電話番号

しゅや助産院 4床 093-282-3476

春日助産院 1床 0946-23-8231

町のさんばさん 2床 093-618-4764

ガルヴァ助産院 2床 090-2512-4015

みずまき助産院 2床 093-201-7731

お産の家よつ葉 1床 093-883-7827

吉崎助産院 1床 0942-62-3030

菜の花助産院 1床 0948-23-0317

☆妊婦さん お産 (状況によって不可能な場合あり)

お産後間もない方

産前産後サポートセンター

要相談 0942-65-6510

◇熊本を応援して下さる学生ボランティアのみなさまへ。

お困りの方の今週末の宿泊場所を用意しました

今週末には県内外から多数の学生ボランティアが来熊されることが予想されます。

しかし、週末は天気が崩れることが予想されており、若干数ではありますがお困りの学生向けに宿泊場所を用意いたしましたのでお知らせします。

1 趣旨・経緯

4月23日(土曜日)から24日(日曜日)に、県外(及び県内)のボランティアの方々が被災者支援のための活動を行うことが予想されるため、大学コンソーシアム熊本(加盟14大学)の御協力をいただき、雨風をしのげる宿泊場所を用意いたしました。

※大学の多くが被災しており、今回は、宿泊場所にお困りの学生ボランティアの方を対象としております。

2 宿泊場所の概要

<場所>

(1)崇城大学 1階食堂(熊本市西区池田4-22-1)

(2)熊本保健科学大学 多目的アリーナ(熊本市北区和泉町325)

<開設期間>

4月23日(土曜日)18時頃～24日(日曜日)午前9時頃まで

4月24日(日曜日)18時頃～25日(月曜日)午前9時頃まで

<収容人数>

(1)50人程度

(2)70人程度

<申込み/問合せ先>

096-333-2817(熊本県庁ボランティア支援班)

※受付時間 正午～午後8時まで

<留意事項>

・人数に限りがありますので、先着順になります。施設の空き状況につきましては、上記電話にてお問い合わせください。

・火気・水、食料、寝具はありません。ボランティア御自身でご用意いただきますようお願いいたします。

3 今後について(大型連休の対応)

4月末からの大型連休においては、遠方からのボランティアの来熊も予想されるため、大学コンソーシアム熊本等との連携のもと、宿泊場所の更なる確保に努めてまいります。

申し込み/問合せ先:熊本県ボランティア支援班・電話:096-333-2817(直通)

## 熊本県弁護士会ニュース<災害Q&A>

※本ページの情報は平成28年4月21日時点のもので、その後の法改正等により制度が変わっている可能性があります。

### 1 支援制度関係

発行 熊本県弁護士会 〒860-0078 熊本市中心区京町1-13-11  
電話による相談・情報提供 (096-312-3250) \*4/25~平日10:00~16:00

#### ○り災証明書とは何か。これがあるとどうなるのか。

→ り災証明書とは、市町村が、申し出により家屋の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書で、各種支援等の基準となるものです。被害状況としては、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊等に分類されます。  
市町村で発行体制が異なるので確認が必要です。店舗・事業所のり災証明制度が設けられている場合もあるので、問い合わせを。  
→ 片付け前に被災状況を写真に撮っておきましょう。片付け後だと認定が低くなる傾向にあります。り災証明の認定に不服がある場合は申し出により再調査が実施される場合もあります。

#### ○当面の生活費をどうにかしたい。

→ 生活福祉資金の貸付(緊急小口貸付): 社会福祉協議会が10万円まで貸し付けます。詳しくは、市町村の社会福祉協議会まで問合せを。  
→ 住宅確保給付金: 生活困窮者自立支援制度に基づき、家賃の支払について支援を受けることができます場合があります。各地の市町村か社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

#### ○災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

→ 災害により、生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円、その他の方が亡くなった場合、最大250万円を、ご遺族に支給する制度です。  
支給の対象は、配偶者、子、父母、孫、祖父母です。いずれもない場合は、死亡時に亡くなった方と同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹も支給の対象者になります。問合せは市町村です。

#### ○災害障害見舞金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

→ 災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には最大で250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には最大で125万円を支給する制度です。  
重い障害とは、両眼が失明したもの、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの、胸部腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの、両腕をひざ関節以上で失ったもの、両腕の用を全廃したもの、両脚をひざ関節以上で失ったもの、両脚の用を全廃したもの等の場合を言います。  
窓口は市町村です。

#### ○被災者生活再建支援制度(被災者生活再建支援法)

→ 災害による住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する制度です。  
二つの支援金が支給されます(震災当時、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。)  
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

支給額	住宅の被害程度		住宅の再建方法		
	全壊等	大規模半壊	建設・購入	補修	賃借
	100万円	50万円	200万円	100万円	50万円

※賃借には、公営住宅を借りた場合を含みません。  
例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されることとなります。また、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後建設により、合計して200万円になるまで支給されます。  
住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯が対象となります。「全壊等」とは、住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となる場合を含みます。いずれにしても、片付ける前に家屋の外観・内部を写真に撮影する等して残しておくようにしてください。  
申請先は市町村です。申請期間は、基礎支援金が災害発生日から13ヶ月以内、加算支援金が災害発生日から37ヶ月以内です。

### 2 支払関係

#### ○住宅ローン、事業性ローン等を支払う余裕がない。

→ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローン等の免除・減額を受けられることがあります。  
同制度には、利用できた場合、  
・弁護士(登録支援専門家)による手続支援を無料で受けられる  
・財産(後記支援金等を含む)の一部を手元に残してローンの支払免除・減額を受けられることができる  
・被産等の手続と異なり、債務整理をしたことは個人信用情報として登録されないため、新たにローンを組むときに不利益なし  
・原則、連帯保証人も支払いをしなくてよくなる等のメリットがあります。  
そのため、安易に地震保険金等でローンの一括、繰上返済などをしないよう注意が必要です。繰り返しになりますが、支援金・弔慰金等を手元に残してローンの免除・減額を受けられる場合もあるので、これらをローンの返済にあてる前に、弁護士又は金融機関にご相談ください(金融機関に相談する前に弁護士に相談することを勧めます。)

#### ○税金の支払はどうなるか。

→ 納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。  
・国税(所得税・消費税・法人税等)については、各地の税務署  
・県税(個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等)については、お住まいの地域を担当する広域本部  
・市町村税(市町村民税・固定資産税等)については、各市町村にそれぞれ連絡、ご確認下さい。

→ その他、住宅金融支援機構及び旧公庫を債権者とする被災者の方の住宅ローンについては、被災の状況等によって、1年~3年の払込みの据置き、金利引下げ等が受けられる可能性があります。代理をしている各金融機関窓口までお問合せ下さい。

#### ○年金や健康保険料の支払はどうなるか。

→ 健康保険、国民年金保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに児童手当にかかる拠出金については、減免の可能性あります。市町村や年金事務所に問い合わせてください。  
口座振替は止まらない可能性があるため、その点も市町村等に連絡をしてください。専用コールセンターの準備が進んでいます。

#### ○公共料金はどうか。

→ 電気・ガス・水道、下水道、固定電話、携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

### 3 保険・共済の問題

#### ○地震による免責条項があるから、生命保険金は出ないか?

→ 今回の平成28年熊本地震に関しても、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めました。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。

#### ○地震保険の内容を確認したい、相談したい。

→ 地震保険について不明な点などがあれば、日本損害保険協会の相談窓口: そんぽADRセンターにお問い合わせください。  
0570-022808 平日午前9時15分~午後5時  
(IP電話からは092-235-1761へ)

#### ○火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか。

→ 保険金は支払われませんが、保険(共済)によっては、火災保険に入っているだけで見舞金などが出る場合があります。加入保険(共済)に確認してみてください。

#### ○どこの保険に入っていたかわからない。

→ 生命保険  
生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」で確認できます。  
0120-001731 平日午前9時~午後5時  
→ 損害保険  
損害保険協会「自然災害損保契約照会センター」で確認できます。  
0570-001830 平日午前9時15分~午後5時  
(IP電話からは03-6836-1003へ)

#### ○地震で自動車が壊れてしまった。

→ 車両保険は、原則として、地震・噴火・(地震、噴火が原因の)津波による災害による損害は補償対象外とされています。  
地震・噴火・津波危険(車両損害)担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、契約した保険会社又は保険代理店に確認してみましょう。

#### ○その他

→ 継続契約の手続期間や保険料の払込期間について猶予などの特別措置もあるので、契約した保険会社又は保険代理店に確認してみましょう。

#### 4 紛失物関係

##### ○銀行の通帳などがなくなってしまった、お金がおろせない。再発行してくれるのか。

→ 本人確認ができれば、ほとんどの銀行で引き下ろしが可能です。無くした通帳、証書、カードなどについても、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。身分証明書があれば持参し、それもないときはそのことも併せて相談してみてください。  
銀行印がなくなった場合は、印鑑変更の手続きをとってください。

##### ○クレジットカードがなくなってしまった。

→ 各クレジット会社になくなった旨の連絡をし、新たなカードの発行を求めて下さい。

##### ○権利証がなくなってしまった。土地の権利がなくなるのか。売買などはできるのか。

→ 権利証がなくなっても、不動産の権利が失われるわけではありません。権利証は再発行される書類ではありませんが、権利証がなくても、売買や相続などは可能です。  
他方、権利証だけでは売買等はできず、印鑑証明書などが必要となりますので、権利証だけで悪用される可能性もあまり高くはありません。  
権利証と、実印、印鑑証明書などを一緒になくしたという方は、お近くの法務局にご相談ください。不当な登記を防止する手続があります。また、実印を変更する手続をとってください。

##### ○実印や印鑑登録カードがなくなってしまった。

→ 実印がなくなった場合は、別の印鑑を準備して、登録印鑑を変更してください。実印は手元に残っているという場合は、既に登録されている印鑑登録証の廃止手続をとり、新規に実印を登録して下さい。手続は市町村の窓口を確認してください。

##### ○身分証明書がなくなってしまった。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか。

→ 住民票は、市町村で本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは市町村の窓口へ。  
運転免許証は、再発行手続をして下さい。今後の警察からの情報に注意してください。

##### ○亡くなった方の口座がどこにあるかわからない

→ 東日本大震災のときは、全国銀行協会において、被災して亡くなった方が、どの銀行に口座を持っていたかわからない場合に、照会できる制度（被災者預金口座照会センター）を立ち上げました。今回の震災でも同様の措置があるかもしれません。

##### ○病院に行きたいが健康保険証がなくなってしまった（家に置いてきてしまった。）

→ 健康保険証が手元になくても、氏名、生年月日、連絡先、加入医療保険者が分かる情報を伝えることで保険を適用して受診することができます。

#### 5 収入の関係

##### ○会社が被災したため、失業し、収入がなくなった。

→ 雇用保険の失業等給付制度による支援があります。  
労働者の方が失業して、給料を得ることができなくなった場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する制度です。  
また、熊本県内に所在する事業所に雇用されている方で、事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後に再雇用されることが予定されている場合、失業等給付を受給することができる場合があります。  
お近くの公共職業安定所（ハローワーク）が窓口です。

##### ○会社が閉鎖されたが、もらっていない給料がある。

→ 震災のために、会社が事業活動を停止し、従業員の方が賃金未払のまま退職を余儀なくされたという場合には、国から未払い賃金の立替払い（未払い額の8割が基準）を受けられる場合があります。  
お近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

##### ○避難先で生活保護を受けることはできるのか。

→ 避難所や実家・友人宅に避難をしている場合でも、生活保護を受けられる可能性があります。  
また、申請手続について、弁護士が同行することもできます。

#### 6 その他色々

##### ○会社を経営していたが、地震でやっていけなくなった。

→ 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の災害復旧貸付制度、熊本県信用保証協会のセーフティネット保証制度を利用した融資など、いろいろな融資制度を利用できる可能性があります。  
金融機関や商工会議所、信用保証協会などに相談してみましょう。それぞれ相談窓口を設けているので、各HPをご覧ください。

##### ○免許証の有効期間が迫っている。

→ 特定非常災害の指定があれば延長されるほか、現行法上も、災害等やむをえない事情がある場合には救済されます。  
熊本県警も「ご相談には柔軟に対応する」としています。

##### ○車検の有効期間が迫っている。

→ 熊本県全域と大分県の一部地域に使用の本拠を有する車両のうち車検の有効期間が4月15日から5月14日までの車両については、5月15日まで有効期間が伸長されます。

##### ○住宅を修理して帰りたい。

→ 一部の修理により居住が可能となる場合には、災害救助法の応急修理を利用することで、住宅を修理することができます。  
但し、  
・ 所定の修理見積書を利用しなければならない  
・ 原則として災害発生の日から1ヶ月に修理が完了することが必要  
等の条件があり、また、応急修理制度を利用することで他の支援を受けられなくなる場合（仮設住宅に入れなくなる等）もあります。制度利用にあたっては、契約前に必ず市町村窓口にご確認・ご相談ください。なお、既に契約済みの方も、弾力的な運用がなされた事例がありますので、応急修理の適用を受けることができるか、市町村に確認してみてください。  
また、応急修理と被災者生活再建支援金を重ねて受給できるかどうかも市町村に確認してください。

### ◆厚労省 事務連絡（平成27年1月15日）災害により被災した要援護障害者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要援護障害者については、適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市区町村が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について管内市区町村に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。  
記

### 1. 状況・実態の把握と対応について

災害により被災した市区町村においては、避難所での避難生活が必要となった要援護障害者、避難所に避難していない要援護障害者に対して、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び障害福祉サービス等の円滑な提供について、柔軟な対応をお願いします。

### 2. 障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れ

(1) 障害者支援施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護障害者等を受け入れて差し支えありません。

また、障害者支援施設等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号)等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費の対象とします。

なお、障害者支援施設等において、一般の避難者を受け入れる場合も、できる限り要援護障害者等の処遇に支障が生ずることのないよう御留意下さい。

(2) なお、避難先施設は、職員配置、設備等について、できる限り避難者及び避難先施設の入所者の支援に支障を来さないよう御留意下さい。

特に、やむを得ない事情により避難が長期化する場合、又は避難先施設が被災施設と種別が異なっており、かつ、指定基準を満たすことができない場合は、避難者及び避難先施設の入所者への適切な支援の確保を図るという観点から、避難者本人の意向等を勘案し、被災施設と同種別の他施設への再避難や地域生活への移行等を進めるよう配慮をお願いします。

### 3. 障害福祉サービス（施設入所支援を除く。）の利用者に係る取扱い

(1) 居宅介護及び重度訪問介護については、避難所等の避難先を居宅とみなしてサービス提供して差し支えありません。

また、屋外の移動が困難な障害者に対する移動支援についても同様に避難所を居宅とみなすなど、被災地における地域生活支援事業の実施に当たっては、当該市区町村の判断で柔軟なサービス提供をお願いします。

(2) 生活介護等日中活動サービス又は宿泊型自立訓練若しくは共同生活援助については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とし

ます。

また、利用者の利便性を考慮し、開所日・開所時間については、柔軟な対応をお願いします。

(3) 被災時に短期入所を利用していた者に係る取扱いについては、避難が必要となった者の避難先及び利用定員を超過した場合の受入れなど、前記2の入所施設の取扱いと同様として差し支えありません。

なお、計画していた利用期間の終了に伴い、居宅に戻ることが原則ですが、戻るべき居宅も被災しており、引き続き入所をする必要がある場合には、障害者支援施設等による受入れを基本とし、必要に応じて引き続き短期入所の利用も可能とします。

4. 被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について

避難所等に避難している障害者等の中には、補装具や日常生活用具が必要となる方も生じると考えられますので、必要な場合には耐用年数等の如何にかかわらず支給・給付して差し支えありません。

5. 被災された視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について

被災された視覚障害者や聴覚障害者等に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要となります。管内被災市区町村における避難状況等を踏まえ、点字や音声、文字等による災害情報等の提供、手話通訳者等の派遣などの情報・意思疎通支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いします。

6. 利用者負担の減免について

(1) 被災のため障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援に必要な利用者負担をすることが困難な者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第31条又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の11若しくは同法第24条の5に基づき、市区町村又は都道府県の判断により、介護給付費等の支給割合を引き上げ、利用者負担を減免することができます。

(2) 自立支援医療については、平成18年3月31日付け障害保健福祉部長通知(障発0331006号)に基づき、被災した世帯所得勘案対象者の所得状況に応じた所得区分を適用することなど、適宜の方法により世帯所得勘案対象者の負担を軽減することができます。

(3) 補装具費については、平成19年3月27日付け障害保健福祉部長通知(障発第0327004号)に基づき、被災した補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況の変化等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用することなど、適宜の方法により補装具費支給対象障害者等の負担を軽減することができます。

(4) 肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療については、平成19年4月4日付け障害保健福祉部長通知(障発0404002号)に基づき、被災した給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況等に応じて、適宜の方法により給付決定保護

者の負担を軽減することができます。

(5) 療養介護医療については、平成 19 年 4 月 4 日付け障害保健福祉部長通知（障発 0404003 号）に基づき、被災した療養介護医療費支給対象障害者の所得状況等に応じて、適宜の方法により療養介護医療費支給対象障害者の負担を軽減することができます。

7. その他本件に関する疑義照会等については、担当課室まで御連絡をお願いします。

#### ◇「地震酔い」の改善

「地震酔い」の改善には、一点を見つめる。大きな余震が今も続く熊本地震。耳鼻咽喉科の専門家は、実際に余震が起きていないのに、体がぐらぐらと揺れているように感じる「地震後めまい症候群」（地震酔い）に気を付けるよう呼び掛けています。賞状の改善には、「ある一点をじっとみつめる」「指をゆっくり左右に動かし、頭は動かさず目だけで追う」一ことなどが効果的です。=24 日熊日朝刊、清島理沙記者



## り災証明書申請について

**申請先** 市町村 (住家は福祉課 店舗・事業所は商業金融課など)

**申請手順** 市町村に申請 → 市町村による調査

(全壊50%以上・大規模半壊40~50%・半壊20~40%)

→ り災証明書交付 → 支援活用

**給付** 生活再建支援・義援金・災害見舞金・災害弔慰金

**融資** 災害援護資金

**減免・猶予** 税金・保険金・公共料金

**現物支給** 仮設住宅・住宅の応急修理

**注意!!** まずは申請しないとあらゆる援助が受けられません

## 地震保険・住宅ローン・各種支払いについて

**【地震保険】** 保険会社への事後報告 → 損害調査

◆ **建物時価全損** 50%以上・半損20%~50%・一部損5~20%

◆ **家財時価全損** 80%以上・半損30%~80%・一部損10~30%

家財5項目①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回り品その他⑤衣類寝具類

**【住宅ローン】** 一定期間支払い猶予・支払額の減額

**【各種支払い】** 6カ月の保険料払い込み猶予

**【自動車損害】** 地震・噴火・津波特約の確認

# 税務について

下記2種類の方法から有利な方を選ぶことが可能

## 雑損控除

1. (差し引き損失額)-(総所得金額)×10%

例) 総所得金額450万円の方が地震に遭い、地震損失額80万円

災害関連支出が30万円、保険補填10万円を受けた場合

$(80+30-10)-(450) \times 10\% = 55\text{万円}$

2. (差し引き損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円

$(30-5) = 25\text{万円}$

災害免除法による所得税の軽減免除額 \*所得が1千万円以下の人

所得金額 500万円 ~ 750万円以下 2分の1軽減

750万円~1000万円以下 4分の1軽減

**注意!! 被災中の領収書は捨てずに残しておくこと**

【罹災証明書申請】や【地震保険】【税務】についての手続き等の情報です。\*いずれも、破損した物品の【写真】や【現品】を残しておくことを推奨されました。

※画像の訂正が出来ないため、追記することを了承ください。罹災証明書申請の減免・猶予欄に保険金と記載しておりますが、正しくは【保険料】です。訂正してお詫び申し上げます。

より詳しく知りたい方は、番組でも解説頂いた「フィックス・ジャパン」096-327-2267 または「日本損害保険協会」0570-022-808 までお問合せ下さい。

◇【緊急拡散依頼】熊本の被災者の方々へ「九州全ての旅館ホテルに今なら無料3食付で避難可能です！」

九州の全ての旅館ホテル組合は、これ以上エコノミークラス症候群などの震災後被害者を出さないため、被災者の方々を無料にて3食付きで受け入れることになりました。

それに先駆けて佐賀県旅館ホテル組合は、本日4月23日土曜日より被災者の方々は無料にて3食付きで雨をしのいでいただけます。

ご希望の方は、下記フォームに直接ご入力いただければ御手配いたします。

<https://formcreator.jp/answer.php...>

本フェイスブックメッセージでも可能です。

佐賀県旅館ホテル組合 0954-42-0240 でも受け付け可能です。

ご利用お待ちしております。

いただきたい情報は以下の通りです。

(1)被災者の氏名

(2)被災者の住所

(3)ご利用人数

(4)利用開始の期日と何日間か？

※1泊3食で、無料で宿泊OK

※被災者の証明書として、運転免許証か保険証かマイナンバーがチェックイン時に提示を！

※旅館ホテルの指定はできません。すみません。

#### ◇避難所情報

熊本県と大分県内の避難所の一覧です。各市町村が17日にホームページなどで公表した情報をまとめています。避難者がいない施設も含まれているほか、閉鎖されたり、新たな場所に開設されたりして変更されていることもありますのでご注意ください。

<熊本県>

■宇土市：市内小中学校全校▽花園コミュニティセンター▽轟公民館▽保健センター▽市民体育館▽住吉漁協会議室

■宇城市：

<三角町> 三角中▽青海小

<不知火町>松合小▽不知火公民館▽不知火小

<松橋町>ウイングまつばせ▽豊福小▽当尾小▽保健福祉センター▽松橋小▽豊川小▽岡岳グラウンド

<小川町>ラポート▽海東コミュニティセンター▽小野部田小▽河江小▽小川小

<豊野町>豊野公民館▽豊野小中▽豊野町コミュニティセンター

■菊池市：菊池老人福祉センター▽七城公民館▽旭志公民館▽泗水公民館▽市福祉会館▽菊池北中体育館▽隈府小体育館▽菊池高体育館▽やまびこ体育館▽七城老人福祉センター▽七城温泉ドーム▽市ふれあい交流センター▽旭志中体育館▽泗水小体育館▽泗水東小体育館▽泗水西小体育館▽市総合体育館▽菊池南中武道館▽菊池南中体育館▽河原体育館▽迫水体育館▽戸崎小体育館▽菊之池小体育館▽花房小体育館▽旭志体育館▽きくちふるさと水源交流館グラウンド▽竜門ダム防災情報施設

■合志市：総合センターヴィーブル▽泉ヶ丘市民センター▽みどり館▽合生文化会館▽野々島公民館▽御代志市民センター▽ふれあい館▽黒石市民センター▽須屋市民センター

■荒尾市：市役所▽荒尾第一小▽荒尾海陽中▽市民病院▽万田小▽メディア交流館▽万田炭鉱館▽ふれあい福祉センター▽運動公園管理事務所▽荒尾総合文化センター▽平井小▽みどり蒼生館▽府本小▽荒尾第四中▽小岱工芸館▽有明小▽中央公民館▽清里小▽桜山小

■玉名市：

<玉名地区>福祉センター▽玉名町小▽九州看護福祉大▽伊倉小▽玉南中▽八嘉学習センター▽武道館

<岱明地区>岱明ふれあい健康センター

<横島地区>横島町公民館

<天水地区>天水保健センター「ふれあい館」

■阿蘇市

<一の宮地区>一の宮保健センター▽一の宮中体育館▽坂梨小体育館▽坂梨公民館▽古城小体育館

<阿蘇地区>阿蘇中体育館▽阿蘇西小体育館▽農村環境改善センター▽尾ヶ石東部小体育館▽阿蘇体育館

<波野地区>波野保健福祉センター

■八代市：代陽公民館▽八代公民館▽太田郷公民館▽サンライフ八代▽総合体育館▽植柳公民館▽麦島公民館▽松高公民館▽大島石灰事務所▽八千把公民館▽高田公民館▽金剛公民館▽郡築公民館▽農村婦人の家▽宮地公民館▽龍峯出張所▽南部市民センター▽二見公民館▽西部多目的集会施設▽深水生活改善センター▽さかもと青少年センター▽鮎婦社会教育センター▽坂本公民館▽中津道社会教育センター▽田上社会教育センター▽久多良木多目的集会施設▽千丁支所▽千丁公民館▽鏡支所▽鏡保健センター▽農事研修センター▽東陽定住センター▽箱石公民館▽泉憩いの家▽泉二小▽振興センター五家荘▽代陽小▽八代小▽八代二中▽植柳小▽麦島小▽八千把小▽八代五中▽金剛小▽金剛小弥次分校▽郡築小▽昭和小▽宮地小▽龍峯小▽日奈久小▽二見小▽やつしろハーモニーホール▽八代四中▽千丁小▽千丁中▽熊本高専八代キャンパス▽老人センターきぼう▽八代保健センター▽ばんぺい湯／夢倉庫▽鏡消防署▽八代高第1体育館

■水俣市：市役所（秋葉会館）

■人吉市：東西コミュニティセンター▽市保健センター▽スポーツパレス▽大畑コミュニティセンター▽東間コミュニティセンター▽中原コミュニティセンター▽西瀬コミュニティセンター▽人吉高

■上天草市：大矢野総合体育館

■美里町：町役場中央庁舎▽砥用中

■益城町：保健福祉センター▽交流情報センター▽総合体育館▽飯野小▽広安小▽広安西小▽益城中央小▽広安愛児園▽グランメッセ熊本▽エミナース▽選果場

■御船町：御船小体育館▽御船中体育館▽カルチャーセンター▽スポーツセンター▽上益

城消防署▽木倉小体育館▽西木倉公民館▽七滝中央小体育館▽高木小体育館・図書館▽小坂小体育館▽御船昭和保育園▽ふれあい公園▽上田代公民館▽東部公民館▽水越小▽御船高▽木倉公民館▽下辺田見▽コゲツ産業▽北田代公民館▽緑の村▽SYSKEN▽三間伏▽茶業研究センター▽ハローワーク第2駐車場▽万ヶ瀬公民館▽三間伏公民館▽ホンダ介護▽屋敷公民館▽高木サン団地▽玉虫住宅南▽東禅寺▽七滝郵便局▽御船台団地（玉虫）▽水源消防詰め所▽西往還公民館▽玉虫住宅北▽若宮公園広場▽中原住宅▽平成音大

■嘉島町：町民体育館▽子育て支援センター▽町民会館

■甲佐町：総合保健福祉センター「鮎緑（あゆみ）」▽白旗ふれあいセンター▽龍野ふれあいセンター▽町民センター▽甲佐小▽龍野小▽乙女小▽白旗小▽甲佐中▽農業研修センター「ろくじ館」

■山都町：町役場本庁▽清和支所▽蘇陽支所▽矢部小体育館▽矢部中体育館

■大津町：老人福祉センター▽生涯学習センター▽総合体育館▽楽善ふれあいプラザ▽子育て・健診センター▽人権啓発福祉センター▽美咲野小▽野外活動等研修センター（旧真城小▽）▽矢護川コミュニティセンター▽大津東小▽大津北中▽室小▽大津小▽大津中▽護川小▽大津北小▽大津地区公民館分館

■菊陽町：光の森町民センター（キャロップピア）▽東部町民センター▽南部町民センター▽老人福祉センター▽三里木町民センター▽武蔵ヶ丘小体育館▽菊陽中体育館▽武蔵ヶ丘コミュニティセンター▽さんふれあ▽杉並木公園（駐車場）▽ふれあいの森研修センター▽武蔵ヶ丘北小体育館▽菊陽中部体育館

■玉東町：町福祉センター

■山鹿町：山鹿健康福祉センター▽市老人福祉センター▽鹿北市民センター▽菊鹿市民センター▽鹿北市民センター▽鹿央多目的研修センター

■高森町：高森中央小体育館▽高森中体育館▽高森総合センター▽高森町芙蓉館▽両併小体育館▽色見生涯学習センター体育館▽色見総合センター▽町民体育館▽草部総合センター▽草部生涯学習センター体育館▽高森自然学校▽高森東小体育館▽高森東中体育館▽河原生涯学習センター体育館▽町朋遊館▽尾下体育館

■南阿蘇村：白水保健センター▽久木野総合福祉センター▽長陽中央公民館▽旧立野小

■錦町：錦町温泉センター

■あさぎり町：免田総合福祉センター

<大分県>

■大分市：ホルトホール大分▽大分中央公民館（コンパルホール）▽大分西部公民館▽南大分公民館▽大分南部公民館▽大分東部公民館▽明治明野公民館▽鶴崎公民館▽大南支所▽植田公民館▽大在公民館▽坂ノ市公民館▽佐賀関公民館▽野津原公民館

■別府市：青山中▽中部中▽北部中▽浜脇中▽朝日中▽鶴見台中▽境川小▽西小▽山の手小▽南立石小▽鶴見小▽上人小▽朝日小▽石垣小▽春木川小▽緑丘小▽大平山小

■佐伯市：市役所▽市消防本部

- 白杵市：中央公民館▽野津中央公民館▽諏訪山体育館▽市浜地区コミュニティセンター
- 竹田市：総合社会福祉センター▽あ祖母学舎▽福祉施設はくすい▽荻小体育館▽久住公民館▽白丹公民館▽都野公民館▽直入公民館
- 豊後大野市：市役所 2 階中央公民館▽三重農村環境改善センター▽旧菅尾地域交流センター▽三重東小▽新田小▽大原体育館▽神楽会館▽緒方支所▽緒方公民館▽上緒方ふれあいセンター▽長谷川集会所▽朝地公民館▽大野支所▽隣保館▽土師公民館▽千歳支所▽犬飼集会所
- 由布市：由布院小▽湯布院 B & G 海洋センター▽庄内庁舎
- 九重町：保健福祉センター▽飯田公民館

#### ◇エコノミークラス症候群の予防

熊本県を中心に相次ぐ地震では、車中泊の女性が静脈に血の塊（血栓）ができるエコノミークラス症候群で死亡するなど、災害関連死が起き始めている。新潟大の榛沢和彦医師（血管外科）は同症候群について「予防には 4～5 時間おきに運動したり、水分を取ったりすることが重要だ」と話す。

東日本大震災直後、福島県内の避難所約 80 カ所で約 2000 人を対象に調査した福島県立医科大の高瀬信弥医師（心臓血管外科）によると、同症候群の発症率は通常 2% 程度だが、避難所では 10% 程度まで高まった。特に車中泊が 3～4 泊以上になると、足に血栓ができやすくなる。

運動や水分補給以外でも「弾性ストッキング」と呼ばれる締め付けの強いストッキングを着用したり、ふくらはぎをマッサージしたりして、予防につながるという。病気を避けるためには、「まずは避難所の中で孤立させないこと。『独りじゃない』という雰囲気が大切」と高瀬医師は話す。

・女性 1 人が亡くなった「エコノミークラス症候群」。新潟大学の榛沢和彦医師によりますと、新潟県中越地震でもエコノミークラス症候群によって 6 人が亡くなっています。予防のためには、血栓ができにくいようなるべく水分を取るようしたり、数時間おきに歩くことが効果的です。

ただ、出歩くのが難しい場合、座ったままでできる体操もあります。まずは足首の運動。つま先を立てたり伸ばしたりを 5 回から 10 回、繰り返し、足首を回すということも効果的です。さらに、ふくらはぎを下から上に向かってマッサージすることで、血流が促進されます。もし、運動が困難な高齢者の人には、周りの人が代わりにマッサージをしてあげることも効果的です。こういった運動をなるべくこまめに行うことが大切です。

また、足首などに圧力を掛けて血行をよくする「着圧ストッキング」を履くということも効果的です。ほかにも、足を少し高くして眠る、そして、同じ姿勢を続けないということも予防につながるということです。

#### 【車中泊の予防】

・予防として有効なのは足の体操です。ダッシュボードの上に足を乗せて曲げ伸ばしをしたり、ふくらはぎを下から上にマッサージすることで血流が促進します。血栓ができないように水はこまめに飲んで下さい。一度で大量に飲む必要はありません。また、深呼吸を1時間に1回すると効果的だといいます。車の中で眠る時は、シートを倒してなるべく水平にして下さい。そして長時間、同じ姿勢にならないように心掛けて下さい。

・東日本大震災の避難所で活用された段ボール製の簡易ベッドが熊本地震の被災地でも徐々に広がっている。床に布団を敷いて寝るよりストレスが軽減され、エコノミークラス症候群の予防にもつながるとされる。

高齢者ら約90人が避難生活を送る熊本県益城町の特別養護老人ホームに21日、大量の段ボールが持ち込まれた。並べた段ボール箱の上に段ボールシートを敷き、すぐにベッドが完成した。家族5人で避難してきた佐藤末信さん(75)は「ずっと床に寝ていて腰が痛かった。これで少しは和らぐと思う」と喜んだ。

避難所の運営を手伝う、全国訪問ボランティアナースの会「キャンナス」の池谷千尋さん(58)＝焼津市＝は「床に近い場所で寝るとほこりを吸い込み、呼吸器疾患のリスクが高まる。足音なども響き、不眠を招きやすい」と指摘。「ベッドで寝ることで、少しでも避難生活のストレスが和らげば」と期待した。

ベッドの使用は、被災地で問題になっているエコノミークラス症候群の予防にもつながるとされる。県立総合病院の本岡真琴医師(循環器内科)は、予防策には足の血流を改善する靴下「弾性ストッキング」の着用や水分の十分な摂取が重要だと指摘した上で、「立ち上がって動きやすいベッドの使用も予防効果が期待できる」と話す。

益城町の特別養護老人ホームに段ボール製ベッドを提供したのは全国段ボール工業組合連合会(東京)の加盟社。22日までに熊本市の避難所にも同ベッドを届けた。今後必要があれば、地元自治体と調整した上でベッドを届ける。

## ◇ノロウイルス対策

・5つの対策

### ① 徹底した手洗い

衛生的手洗いで交差感染を遮断：まずは、しっかり洗い流すことが肝心です。ノロウイルス対策には衛生的手洗い。衛生的手洗いとは、洗って、ふいて、消毒まで行う手洗い方法です。

衛生的手洗い

「衛生的手洗い」は、感染予防や食中毒予防のために、通過菌をすべて除去することを目的とした手洗いです。食品を取り扱う方は、「衛生的手洗い」が必要です。とくに手洗いが不十分になりやすい部位(親指や指先、手のしわなど)を意識してしっかり洗います。

・手洗いのタイミング：トイレの後2度洗い・嘔吐物、排泄物などの処理後2度洗い・食品を取り扱う直前2度洗い・外出から戻った時・ゴミなど汚れたものを触った時・手袋着用の前

後

- ② 環境の清浄：施設、設備、調理器具の除菌
- ③ 汚物・嘔吐物の処理：適切な汚物の処理方法
- ④ 健康管理：感染しない、汚染を広げないために
- ⑤ 食品の加熱処理：食品の中心温度 85～90℃で 90 秒以上の加熱を

ノロウイルスによる食中毒を防ぐためには、食品取扱者や調理器具からの二次汚染を防ぐことに加え、食品を中心部までしっかり加熱することが大切です。

#### ◇平成 28 年熊本地震について (No3) 被災地でのボランティア活動を希望されている方々へ (大阪府社協)

4 月 14 日以降、熊本を中心に九州を襲った地震のことでは、様々な情報がテレビや SNS を

通じて流れており、多くの方が被災地、被災者のために「なにかしたい」

「なにかできれば」と考えていると思います。

中にはボランティア活動の経験がないけれど、なにか支援したい人もいるでしょう。

被災地での活動を希望されている方々へ、お伝えしたいことをまとめました。

##### 1.被災地の災害ボランティアセンター (以下、災害 VC) の状況

現在、災害 VC を立ち上げ、ボランティア受け入れの準備が進みだしていますが、被災地は以下のような状況となっています。

- ・現在も被害の全容把握が続いており、宿泊場所や食料、生活用品等の確保が困難な地域もあります。
- ・道路は家屋倒壊による交通規制や、亀裂、段差による速度制限のため渋滞が発生しています。
- ・ボランティア活動が開始された地域においても、雨天等の天候の変化によっては、安全面の確保を第一に考え、活動時間の変更や中止・中断も起こりえます。
- ・災害 VC には、熊本県内の方を中心に多くのボランティアの方々に集まっていただいています。しかし、被災各地の災害ボランティアセンターでは、ボランティアに来ていただいても長時間お待たせしたり、場合によっては活動をご紹介できない状態が発生しています。
- ・これは、被災者に災害 VC の役割や活動内容を周知しはじめたばかりであること、家屋に甚大な被害があるなかで、ボランティアが安全に活動できるだけの十分なニーズ量が確保できていないこと、などが考えられます。

今後、ニーズ把握や活動場所の安全確認が進むにつれ、より多くのボランティアの力が必要となる場面が増えてくると見込まれます。

実際に、活動しているボランティアの姿を目にした被災された方から、ボランティアを

頼みたいという問い合わせがはじめてきています。

そのときこそ、多くのボランティアの力が必要となりますので、息の長い支援をお願いします。

ボランティア募集等の詳細は、以下サイトをご参照ください。

→「熊本地震 特設サイト by 支援 P」<http://shienp.net/>

## 2.皆さんへのお願い事項

### (1)事前に装備品や資機材を準備すること

被災地では、調達することが困難な場合がございますので、あらかじめ、

以下、URL をご参考に、お住まいの地域に必要なものをご準備ください。

参考：東京ボランティア・市民活動センター「災害ボランティア活動の基本的な  
装備について」<http://www.tvac.or.jp/news/24281.html>

### (2)宿泊場所、移動手段を事前に確保すること

被災地の災害 VC は、食事・宿泊場所を用意しておりません。

また、被災地では、被災者や災害復旧作業のために優先的に宿泊場所を提供しています。

そのため、被災地から少し離れたところで、宿泊場所を確保することをお勧めします。

### (3)いま住んでいる地域でボランティア保険に加入すること

現在も余震が続いていることから、ボランティア活動中にケガや二次災害に

巻き込まれる可能性もありますので、事前に地元または出発地にてボランティア保険の加入手続きを済ませてから、被災地へ向かわれますようお願いいたします。

(地震によるケガを補償する、天災危険補償特約が付いたプランをお勧めします)

### (4)災害派遣等従事車両証明書の交付について

現在、災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両は、高速道路料金無料措置が行われます。

手続きについては、熊本県庁のホームページまたは大阪府庁のホームページをご覧ください。

・熊本県 [http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_15425.html?type=top](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15425.html?type=top)

・大阪府 <http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/jyuujiisyaryou/>

※被災地の災害 VC は、被災者やボランティア、関係者から電話の問い合わせが多く、つながりにくい状況です。

災害 VC のホームページや Facebook 等から、可能な限りご自身でお調べいただきますようお願い申し上げます。

◆平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について（厚労省：事務連絡平成 28 年 4 月 22 日）

標記については、平成 28 年 4 月 17 日付事務連絡「高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応及び職員の応援派遣について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保に関し、広域的調整をお願いしているところであります。被災地においては、介護職員等が不足する場合があります、他地域からの介護職員等の派遣が可能となるよう、管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に対して、介護職員等の派遣のご協力依頼をしていただきますようお願いいたします。

つきましては、4 月 28 日から 5 月中に派遣が可能な介護職員等につきまして、「(別紙 1) 派遣職員調査総括表」及び「(別紙 2) 派遣職員登録票」に記入いただき、以下の厚生労働省各担当宛てメールにて、送付していただきますようお願いいたします。

なお、介護職員等の派遣に当たっては、被災地の状況や各施設・事業所における具体的な支援内容を踏まえた上で調整を行う必要があるため、関係団体との連携、協力をお願いいたします。

また、職員派遣の経費については、関係機関と調整中ですので、追ってお知らせいたします。

○提出〆切（第 1 回）

平成 28 年 4 月 26 日（火）17 時まで

なお、初動においては、交通アクセスの利便性が高く、熊本県と「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」を締結している九州各県及び山口県内からの支援を考慮しておりますので、九州（熊本県を除く）及び山口県内の各県、指定都市、中核市におかれましては、期限までに登録いただきますようお願いいたします。

その他の都道府県等におかれましては、既に介護職員等の派遣を行っている、又は、派遣の準備を行っている管内関係団体があるなど派遣可能職員が把握されている場合には、ご登録ください。

また、5 月中旬に第 2 回の依頼を行う予定ですので、準備をお願いいたします。

○問合せ及び調査結果報告先

高齢者関係施設……老健局振興課基準第二係

中村係長、菊地係員：kikuchi-yuu@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内線 3987）

（ダイヤル） 03-3595-2889

（FAX） 03-3503-7894

※ 施設・事業所が別紙 2 を入力すれば、自動的に別紙 1 に反映されますので、都道府県、政令市、中核市におかれては、当該別紙 1 を全施設・事業分集約した上で、別紙 1 のみ（別紙 2 不要）メールにて送付頂きますようお願いいたします。

障害児・者関係施設……障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係  
久手堅

係員：kudeken-aya@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内線 3091）

（ダイヤル） 03-3595-2528

（FAX） 03-3591-8914

児童・母子・婦人関係施設……雇用均等・児童家庭局家庭福祉課予算係

武居係長：takei-takahiro@mhlw.go.jp

中谷係員：nakatani-saori@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内線 7887）

（ダイヤル） 03-3595-2504

（FAX） 03-3595-2663

生活保護関係施設……社会・援護局保護課予算係

加藤係長、大橋係員：hogo-yosan@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内線 2824）

（ダイヤル） 03-3595-2613

（FAX） 03-3592-5934

#### ◆4月受付分の給付費請求審査の対応について（熊本市）

平素より本市の障害保健福祉行政の推進につきましては、格別のご協力を頂きまして、厚くお礼申し上げます。

この度の震災に伴い、4月受付分の介護給付費・訓練等給付費について、本市での請求審査業務が困難な状況です。

そのため、事前に事業所様よりご連絡を頂いた返戻依頼以外については、審査をせずに一旦、お支払いする予定です。

後日、本市による事後審査を行い、請求内容に誤り等が見つかった場合には、こちらからご連絡をいたしますので、事業所様にて過誤調整をご対応いただくようお願いいたします。

お手間をおかけいたしますが、このような緊急事態ですので、何とぞ、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、現時点で、事業所様からの返戻依頼をがある場合には、以下の連絡先まで、4月22日（金）までに、お電話下さい。（すでにご連絡いただいている件については、不要です。）また、その他、ご不明点についても、お問い合わせ下さい。

#### 【連絡先】

熊本市障がい保健福祉課 担当：自立支援班

TEL：096-328-2519

※お電話の際は、「給付費の請求の件です」とお伝え下さい。

最後になりますが、この度、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。  
そのような中でも、障がいのある方々への支援にご尽力頂き、事業所様、従業員の皆様も  
ご心労のことと思います。

今後、時間の経過とともに、障がいのある方々へ必要とされるケアも変わってくると思  
います。

今後とも、より一層のご協力をお願い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

-----

熊本市役所 障がい保健福祉課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL : 096-328-2519

FAX:096-325-2358

Email : [shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp](mailto:shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp)

#### ◆平成28年熊本地震による被災者の医療（全国保険医団体連合会）

平成28年熊本地震に関する、被災者の診療、窓口対応、診療報酬等の取扱いについて、以  
下の通りまとめました。

なお、この内容は平成28年4月26日現在で判明している取扱いを示したものです。また  
本文書記載の根拠となった、厚生労働省発出の事務連絡等については、保団連ホームペー  
ジの「平成28年熊本地震特集」に掲載していますのでご参照をお願い致します。

(<http://hodanren.doc-net.or.jp/jisin/16kj/>)

##### I. 被災者が受診した場合の取扱い

■被保険者証や公費負担医療受給者証が無くても診療できます

##### 1. 保険診療を受ける際の原則

保険診療を受ける際には、原則、被保険者証等の提示が必要になるため、確認は記載内容  
に基づいて通常と同様に取り扱います。

##### 2. 患者が被保険者証を提示できない場合

平成28年4月の熊本県熊本地方の地震による被災に伴い、患者が被保険者証等を紛失あ  
るいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合は、  
以下の取扱いとなります。

##### (1) 社保の取扱い

被保険者証等の紛失等により、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等に提示できない場  
合は、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先（電話番号等）を  
確認することにより受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

##### (2) 国保又は後期高齢者医療の患者

被保険者証等の紛失等により、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等に提示できない場

合は、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号等）、国保組合の患者の場合は組合名を確認することにより受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

### （３）公費負担医療の受給者である場合

公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは家庭に残して避難している等で受給者証等を提示できない場合は、各制度の対象者であることの申し出を受けて、氏名、生年月日、住所等を確認することにより受診できます。また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

### （４）水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳等対象患者

<次の手帳の対象患者が受診した場合の取扱い>

◇水俣病被害者手帳

◇水俣病認定申請者医療手帳

◇水俣病要観察者等医療手帳

◇メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳

◇石綿健康被害医療手帳

各制度の対象者であることの申出を受けて、氏名、生年月日、住所、手帳の交付を行った自治体名又は機関名を確認することにより、慢性気管支炎等の公害認定疾病、水俣病や水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害又は神経症状等、石綿救済法指定疾病に係る受診に係る、診療を行うことが出来ます。

（５）特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に規定する受給者証一法 12 条第 1 項に規定する定期検査及び法 13 条第 1 項に規定する母子感染防止医療の受給者証を提示できない場合の取扱い

#### ① 定期検査等受診時における取扱い

定期検査又は母子感染防止医療を受ける際、受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において受給者証の交付を受けているものであることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、一部負担金の支払を要することなく受診できます。

#### ② 当該患者に係る定期検査費等の請求時における取扱い

医療機関等は、受給者の申し出があった場合、明細書に 8 桁の公費負担者番号（62130018）を記載するとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求します。また、受給者番号（7 桁）が確認できた場合には、当該番号も記載することとし、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録します。

### 3. かかりつけの医療機関等で診療を受けられず既往歴や服薬の情報を把握できない場合

（１）熊本県内の被保険者が被災し避難したとき、かかりつけの医療機関等で診療が受けられなくなっている場合があります。

（２）その中には、既往歴や服薬の情報を把握できない方がいらっしゃいますが、適切な医療を速やかに提供するためには、罹患情報を把握することが有効であることから、被災者の同意を得た医療機関及び保険者から照会があれば、熊本県国保連合会（又は国保中央

会)及び支払基金熊本支部(又は基金本部)からその方の罹患情報を提供する取扱いが示されました。

※なお、この取扱いは、今回の熊本地震に限定した取扱いとなります。また個人情報保護の取扱いについては十分に留意することが示されています。

<熊本県国保連合会> 電話：096-365-0811

<支払基金熊本支部> 電話：096-364-0105

<国保中央会> 電話：03-3581-6821

<基金本部> 電話：03-3591-7441

■窓口一部負担金の徴収を免除・猶予することができます

※免除・猶予については、窓口負担徴収なしで、10割を保険請求します

災害救助法適用地域に住所を有する被災者について、次の通り患者窓口一部負担金の徴収が免除・猶予される取扱いについての厚労省事務連絡が示されました。この取扱いの期間は、平成28年7月末までの診療、調剤及び訪問看護とされています。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む)については免除・猶予されません。標準負担額の支払いを受ける必要があります。

一部負担金の徴収を猶予・免除した場合の医療機関における確認事項は次頁をご参照下さい。

▲▽下表の1及び2のいずれにも該当する者が免除・猶予対象者となります。▽▲

一部負担金の徴収が免除・猶予される期間：平成28年7月末まで

1 対象者の範囲 A 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県の全市町村に住所を有する市町村国保の被保険者及び後期高齢者医療被保険者、協会けんぽ(全国健康保険協会)の加入者(地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む)

※この対象者は、下記①～⑤のいずれかに該当する場合は支払が「免除」されます

B 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県全市町村に住所を有する別表1の健康保険組合の被保険者・被扶養者

※この対象者は、下記①～⑤のいずれかに該当する場合は支払が「猶予」されます

C 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県全市町村に住所を有する別表2の国民健康保険組合の被保険者

※この対象者は、下記①～⑤のいずれかに該当する場合は支払が「猶予」されます

2 右のいずれかを申し立てた者 ○平成28年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者である。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

I. 一部負担金の徴収を免除・猶予した場合の医療機関における確認等

1, 上記①～⑤の申し立てをした A、B、C いずれかの該当患者については、被保険者証等により、それぞれ住所が該当市町村の区域であることを確認するとともに、申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておく。

2, ただし、被保険者証等が提示できない場合には、以下の内容を診療録等に記録しておく。

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
  - ② 国民健康保険法の被保険者又は後期高齢者医療被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)
- 3, なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知する。

II. 一部負担金の支払いを免除・猶予した場合の診療報酬の請求

- 一部負担金等の支払いを免除・猶予した場合は、患者負担分を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求する。
- なお、請求の具体的な手続きについては、「II. 診療報酬等の請求の取扱い」を参照して下さい。

◆一部負担金の支払いの免除について：全国健康保険協会（協会けんぽ）平成 28 年 04 月 26 日

このたびの熊本県を中心とする地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

全国健康保険協会では、地震により甚大な被害を受けられた加入者の方を対象に、医療機関で受診した際の一部負担金の支払いの免除を決定しましたのでお知らせします。

対象者

- 1.平成 28 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村（内閣府ホームページ）に住所を有する健康保険法又は船員保険法による全国健康保険協会の加入者（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した方を含む。）
- 2.医療機関の窓口において、平成 28 年熊本地震を原因として、次のいずれかの状況にあることの申し立てをした方

- ・住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ・主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

取扱いの期間

平成 28 年 7 月末までの診療、調剤及び訪問看護

なお、入院時の食費などはお支払いいただく必要があります。

#### ◆「難病の患者さま、慢性の疾病を抱えるお子さまのご家族の皆さまへ」

～平成 28 年熊本地震で被災された方は、受給者証などは不要です！～（厚労省）

##### I 被保険者証について

Q 自宅などが被災して、医療保険の被保険者証がありません。病院を受診したいのですが、大丈夫でしょうか。

A 平成 28 年熊本地震で被災された方は、被保険者証がなくとも病院などの受診は可能です。薬局で薬を受け取ることができます。

病院、薬局などの窓口で、[1] 氏名、[2] 生年月日、[3] 連絡先（電話番号等）、[4] 加入している医療保険の保険者が分かる情報（企業等で雇用されている方・家族の保険の場合は事業所（会社）名、それ以外の国民健康保険の場合は住所（国民健康保険組合の場合は組合名も）、75 歳以上の方の後期高齢者医療制度の場合は住所）、を伝えてください。

Q 自宅などが被災して、介護保険の被保険者証がありません。介護サービスを受けたいのですが、大丈夫でしょうか。

A 平成 28 年熊本地震で被災された方は、介護保険の被保険者証がなくとも介護サービスを利用できます。

介護事業者に、[1] 氏名、[2] 住所、[3] 生年月日を伝えてください。

##### II 一部負担金について（平成 28 年 4 月 26 日改訂）

Q 被災して自己負担を支払うことが困難なのですが、病院を受診しても大丈夫でしょうか。

A 平成 28 年熊本地震で被災された方（以下の要件のうち 1～5 のいずれかに該当する方）は、病院や薬局などの窓口でその旨をご申告いただくことで、病院、薬局などの窓口で支払う一部負担金が平成 28 年 7 月末まで免除又は猶予され、受診した際に支払を求められることはありません。

##### 【要件】

※病院などの窓口で、要件のいずれかに該当することをお伝えください。

- 1 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした

- 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- 3 主たる生計維持者の行方が不明である
- 4 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した
- 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

【次の保険者に加入されている方が、免除又は猶予の対象となります。】

- ・熊本県全域の市町村国民健康保険、熊本県後期高齢者医療（免除）
  - ・協会けんぽ（免除）
  - ・熊本県内に所在する健康保険組合など（猶予）
- ※猶予の対象者の詳細は、厚生労働省HP「平成28年熊本地震関連情報」>「熊本地震で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。
- ※熊本県内すべての市町村国民健康保険、後期高齢者医療、協会けんぽに加入している方については、猶予された一部負担金は免除され、後日、お支払いいただく必要もありませんが、病院などの窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

介護保険の利用料についても、同様の免除措置があります。

詳しくは、受診される病院など又は加入されている医療保険の保険者の窓口でお尋ねください。

### Ⅲ 受給者証、指定医療機関について

Q 自宅などが被災して、医療受給者証がありません。病院を受診したいのですが、自己負担は軽減されますか。

A 平成28年熊本地震で被災された方は、医療受給者証がなくとも病院や薬局の窓口で一部負担金が軽減されます。これらの窓口で、医療受給者証の交付を受けていることを申し出、氏名、生年月日及び住所を伝えてください。

なお、Ⅱ（一部負担金について）のとおり、平成28年熊本地震で被災された方は、病院、薬局などの窓口で支払う一部負担金が平成28年7月末まで免除又は猶予される場合があります。詳しくは、受診される病院など又は加入されている医療保険の保険者の窓口でお尋ねください。

Q 自宅などが被災して、医療受給者証に記載されている指定医療機関での受診ができません。他の医療機関でも大丈夫でしょうか。

A 平成28年熊本地震で被災された方は、緊急の場合には、医療受給者証に記載されていない指定医療機関で受診した場合も一部負担金が軽減されます。

また、指定医療機関以外の医療機関（仮設医療機関等で一定の要件を満たすものも含みます。）でも一部負担金が軽減されます。

なお、Ⅱ（一部負担金について）のとおり、平成28年熊本地震で被災された方は、病院、薬局などの窓口で支払う一部負担金が平成28年7月末まで免除又は猶予される場合があります。

ます。詳しくは、受診される病院など又は加入されている医療保険の保険者の窓口でお尋ねください。

#### IV 処方せんについて

Q 普段飲んでいる薬がなくなりそうですが、交通の遮断等により、病院を受診し処方せんをもらうことができません。近くの薬局で薬をもらうことはできますか。

A 平成28年熊本地震で被災された方は、事後的に処方せんが発行されることを条件として、病院などを受診しなくとも、お近くの薬局で受け取ることができます。

ただし、交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況など、客観的にやむを得ない理由により、医師の診断を受けることができない場合であって、医師との電話やメモ等により医師からの処方内容が確認できる場合に限られますので、まずは薬局で相談してください。

※これらのQ&Aは、平成28年4月26日時点でのものであり、今後、変更があり得るのでご注意ください。

#### ■ JDF緊急要望書 2016年5月2日

##### 被災障害者への支援に関する緊急要望書

このたびの平成28年熊本地震においては、多数の住民が被災しているところですが、このうちには多くの障害者が含まれ、緊急の支援と配慮を必要としています。

つきましては、被災障害者の支援に関して、次のことを要請します。

##### 記

1. 障害者を含む要支援者の実状把握を、緊急に行ってください。

東日本大震災では障害者の死亡率が住民全体の2倍であると報じられています。自治体、民間団体とともに実状を把握することが速やかな支援につながります。

2. 上記の実情把握と、それに基づく支援にあたっては、障害者団体を含む民間団体を参加をさせ、その力を活用してください。

このことは、「仙台防災枠組2015-2030」ならびにこれに基づく防災推進国民会議の趣旨に適うものであり、また東日本大震災の経験からも、支援の質と効果を上げるうえで重要です。

3. 避難中の障害者の救援を行ってください。

避難所においては、バリアフリーの確保、情報保障（手話、要約筆記を含む文字情報、音声による情報提供、分かりやすい説明など）、医療・医薬品・装具の確保、使いやすいトイレ、その他休憩場所やプライバシーの保てる場所など適切な居住環境の確保などが必要です。

また、福祉避難所の周知と活用を行ってください。

自宅や自主避難所で生活する人へも物資や支援が届くよう調整を行ってください。

4. 今後の余震や住民の避難生活において、一層の情報保障を行ってください。

テレビの緊急放送や災害報道では、字幕、解説、手話放送を行ってください。今後の警報や防災無線、その他住民への情報伝達にあたっては、文字、音声、手話、点字、分かりやすい内容など多様な媒体での伝達を行ってください。手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣に特別な支援を行ってください。

5. 障害者支援事業所への支援を行ってください。

事業所の職員、介助者や、施設設備も被災しています。事業の継続と実施を支援するとともに、施設設備の修復に向けた予算措置、助成などを行ってください。事業所の公費収入については、当面は地震前の水準が確保できるような措置を行ってください。

6. 住民の移動手段の確保を行ってください。

交通手段の損壊や、生活環境の激変から、通院、通学、通勤、通所、日常の買い物などの移動にも、今後ますますの困難が生じてきます。福祉運送やタクシー券の配布などを行うとともに、民間の事業者の活動も支援してください。

また同行援護についても、適用条件の緩和等を行ってください。

公共交通機関の復旧にあたっては、バリアフリーを確保してください。

7. 今後の仮設住宅、復興公営住宅の建設について

仮設住宅、復興公営住宅の建物および周辺の通路を含む生活環境については、バリアフリーを基本としてください。住宅の計画策定と実施には、障害当事者を含む専門家を参加させてください。

なお公営住宅の一次提供や民間賃貸住宅借上などの情報は、障害者とその団体に確実に伝えるとともに、障害者に優先的に住宅を確保するなどの配慮を行ってください。

8. 今後の復旧・復興にあたっては、障害者権利条約に基づく「インクルーシブ」な地域社会の構築を旨としてください。

また国の復興部門に障害専門の部局を設けるとともに、障害当事者を含む専門家を任用してください。

以上

■熊本県弁護士会 電話による相談・情報提供を土日も実施します

4月25日の開設以降、電話による相談・情報提供は、多くのご利用を頂いています。

日本弁護士連合会をはじめ複数の弁護士会の協力を得て、土日にも、電話による相談・情報提供を実施できるようになりました(土日については6月末までの実施を予定していません)。

実施時間： 10:00～16:00 (無休)

電話番号： 0120-587-858 (フリーダイヤル)

※ 本業務は、多くの被災者の皆様からのご相談に対応するために、東京、福岡、大阪などの弁護士会の弁護士の協力を得て実施しています。県外の弁護士が相談を担当させていただきますが、安心してご利用ください。

2016/05/11

## ■平成28年熊本地震に関し義援金差押禁止措置等を求める緊急会長声明

熊本地震の甚大な被害状況に鑑み、当連合会は、国に対し、今国会の会期中に以下の二つの緊急の措置を求める。

第一に、都道府県や市町村から被災者に交付される義援金を差押禁止にする特別措置法（「東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」と同様の特別措置法）の制定である。義援金は被災者の被害復旧と生活再建のために集まった善意の金員であり、債権者が債権満足の原資として期待すべきものでもなく、一律に差押禁止財産とすることが相当である。熊本地震では、既に全壊2、618棟など、多数の住家被害が発生し、多くの被災者が住宅ローン等の債務整理を必要としているが、同法により、昨年12月に策定された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく住宅ローン等の債務整理（以下「被災ローン減免制度」という。）の利用後も義援金を被災者の手元に残すことができ、被災ローン減免制度の利用促進、ひいては被災者の生活再建の後押しにつながる。

第二に、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条を適用するのに必要な政令を早急に制定し、民事調停法による調停申立てに係る手数料を無償化する措置を採ることである。熊本県弁護士会が行っている無料電話相談には、既に1229件（2016年5月8日現在）の相談が寄せられているところ、その相談内容の多くは、民事調停による解決が期待できる不動産賃貸借（借地・借家）、工作物責任、相隣関係及び境界に関する相談である。民事調停申立て手数料無償化はこれらの紛争解決に向けた有効な措置となる。

また、被災ローン減免制度においては、被災者と金融機関との債務の全部又は一部免除の合意に関して特定債務等の調整の促進のための特定調停手続を利用することとされており、同法に基づく申立費用は民事調停法に従うこととされているため、同申立費用の無償化により被災ローン減免制度の更なる利用促進が期待できる。

併せて、当連合会は、関連する金融機関等に対し、被災ローン減免制度利用促進のため、更なる制度告知を要望するとともに、半年程度の返済猶予とその間の金利を減免することを含め同制度の柔軟かつ実効的な運用に努めていただくよう要望する。

2016年（平成28年）5月9日

日本弁護士連合会

会長 中本 和洋

